

インフルエンザにおける出席停止のお知らせ

お子さんが、インフルエンザにかかれた場合、学校保健安全法第19条の規定により、学校長の判断のもと医師の登校許可が出るまで出席停止となり登校できません。インフルエンザにかかられましたら、まずは学校へご連絡ください。また、治癒後に登校する際には医療機関で発行される「り患証明書」もしくは下段の基準を参考に、下記用紙に必要事項をご記入いただき学校に提出してください。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症については、従来通りの医師に記入していただく「登校許可書」をご提出くださいますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、学校へご連絡ください。

※この用紙については、コピーしてご使用ください。また、学校にも置いてあります。学校ホームページからもダウンロードできます。

----- キリトリセン -----

インフルエンザ用登校届

丹波篠山市立篠山東中学校長 様

年 組 番 氏名

病名 「インフルエンザ 型」と診断されましたが、病状が回復し医療機関と出席停止期間後の登校日を確認しましたので、令和 年 月 日より登校(園)いたします。

※発症日 令和 年 月 日

医療機関名

保護者名

印

※丹波篠山市内の医療機関で発行されている「インフルエンザり患証明書」の提出の必要はありませんが、それを参考にして、この用紙に記入し学校に提出してください。

※「インフルエンザり患証明書」をもらわれていない方は、医療機関へ確認または下記の基準を参考にして、ご記入ください。

～インフルエンザにおける出席停止期間の基準～

学校保健安全法 施行規則第19条では**出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。**(発症日は含みません)

ご自宅で出席停止期間の基準をご確認のうえ登校してください。

【例】

日付	/	/	/	/	/	/	/
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生				解熱	熱なし	熱なし	登校可能
中学生	発症日				1日目	2日目	